

死亡届に関する手続きについて

この度のご逝去に対し心からお悔やみ申し上げます。
お亡くなりになられた方が、下記の項目に該当する場合は手続きが必要となりますので、ご遺族の方は近日中にご来庁
ください。なお、ここに挙げた以外の手続きにつきましては各担当課へお問い合わせください。

山梨市役所
〒405-8501
山梨市小原西843番地
TEL0553-22-1111(代)

◎下記の手続きは牧丘支所・三富支所でも行うことができます。

項 目	手続きが必要な方	お持ちいただくもの	手続きする窓口			確認 チェック欄
			課名	担当名	場所	
印鑑登録	印鑑登録をされていた方	印鑑登録証	市民課	市民担当	東館 1階	
国民健康保険	国民健康保険に加入されていた方 (葬祭費支給申請を「喪主」の方に行っていただきます。)	国民健康保険被保険者証(70～74才の方は兼高齢受給者証) その他国保関連の受給者証 喪主の認印 喪主名義の金融機関口座番号 喪主であることがわかるもの(会葬礼状など)	市民課	国保年金担当	東館 1階	
後期高齢者医療保険	75歳以上の方(※) ※65歳以上の方で障害認定により後期高齢者医療 保険者証を交付されていた方(葬祭費支給申請を 「喪主」の方に行っていただきます。)	後期高齢者医療被保険者証 その他後期高齢者医療保険関連の受給者証 喪主の認印 喪主名義の金融機関口座番号 喪主であることがわかるもの(会葬礼状など) ※高額療養費の申請が必要な場合があります。 (窓口にくる方の本人確認、相続人であることがわかる戸籍抄本など)				
国民年金	国民年金に加入されていた方 年金を受給されていた方 (未支給年金等の手続きを行っていただきます。)	亡くなられた方の ・年金証書 ・死亡診断書のコピー 請求者の(3親等内の生計を同じくしていた方) ・マイナンバーカード(通知カード)または住民票の謄本 ・戸籍謄本等(亡くなられた方との関係がわかるもの) ・請求者名義の通帳 ※年金の種類により手続きが異なるため ・認印 詳細は担当より説明いたします				
介護保険	65歳以上の方(※) ※40歳以上の方で介護認定を受けていた方	介護保険被保険者証 相続人(保険料還付先)の金融機関口座番号	高齢者・介護支援課	介護保険担当	東館 2階	
ふれあいペンダント	サービス利用をされていた方	届出者の認印	介護保険課	介護予防推進担当	東館 2階	
介護用品貸与	サービス利用をされていた方	市から借りている介護用品				
介護用品券	サービス利用をされていた方	介護用品券				
障害者手帳	各種障害者手帳をお持ちの方	交付されている各種障害者手帳 届出者の認印	福祉課	障害福祉担当	東館 1階	
重度医療	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証 未請求がある場合、ご家族の認印及び振込希望通帳				
その他	各手当、自立支援医療、障害福祉サービスを受給して いた方	各手当の証書、自立支援医療、障害福祉サービスの受給者証、認印				

【ご注意】戸籍の証明は、直系の親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。
住民票(除票)は、世帯の違う方は委任状が必要です。

※戸籍が仕上がるまでに、通常、届出が出されてから10日から2週間ほどかかります。